

医学科2021カリキュラム検討ワーキング・グループ要項

(平成31年1月17日教育センター長裁定)

(設置)

第1 医学科の平成33年4月入学生から適用するカリキュラム(以下「2021カリキュラム」という。)に関する事項について検討するため、旭川医科大学教育センター規程(平成18年旭医大達第95号)第10条の規定に基づき、同規程第8条で定める旭川医科大学教育センター会議の下に医学科2021カリキュラム検討ワーキング・グループ(以下「WG」という。)を置く。

(任務)

第2 WGは、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 2021カリキュラムの設計に関すること。
- (2) 2021カリキュラムの原案の策定に関すること。
- (3) その他2021カリキュラムに関すること。

(組織)

第3 WGは次の各号の掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育センター長
- (2) 教育センター専任教員
- (3) 一般教育の教員 若干人
- (4) 基礎医学の教員 若干人
- (5) 臨床医学の教員 若干人
- (6) 医学部医学科の学生 若干人
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号から第7号の委員は教育センター長が委嘱する。

(委員長)

第4 WGには委員長を置き、第3第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、WGを招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(報告)

第5 委員長は、必要に応じ、WGの審議結果を教育センター会議に報告するものとする。

(庶務)

第6 WGの庶務は、教務部学生支援課において処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年1月17日から実施する。
- 2 この要項は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

【制定理由】

医学科の平成33年4月入学生から適用する、2021カリキュラムについて検討するWGについて、必要な事項を定めるものである。